

藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例をここに公布する。

令和6年9月27日

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第28号

藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例

(設置)

第1条 市の観光及び歴史文化の振興並びに市民の生涯にわたる学習の振興に資するため、藤井寺市立にぎわい・まなび交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称、愛称及び位置)

第2条 交流館の名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。

名称	藤井寺市立にぎわい・まなび交流館
愛称	アイセルシュラホール
位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号

(構成)

第3条 交流館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例（令和6年藤井寺市条例第29号）に定める藤井寺市立観光・歴史文化交流センター
- (2) 藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号）に定める藤井寺市立生涯学習センター
- (3) 藤井寺市立公民館条例（昭和59年藤井寺市条例第4号）に定める藤井寺市立公民館

(運営)

第4条 交流館は、前条各号に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、効率的かつ効果的に運営し、相乗的な事業効果の促進を図るものとする。

(管理等)

第5条 市長は、交流館の土地、建物及び附帯設備を維持管理するものとする。

2 第3条各号に掲げる施設の事業及び管理は、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(藤井寺市立公民館条例の一部改正)

第 2 条 藤井寺市立公民館条例（昭和 5 9 年藤井寺市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 位置 藤井寺市藤井寺 3 丁目 1 番 2 0 号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4 階）

(藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正)

第 3 条 藤井寺市立生涯学習センター条例（平成 6 年藤井寺市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「、愛称」を削り、同条の表を次のように改める。

名称	藤井寺市立生涯学習センター
位置	藤井寺市藤井寺 3 丁目 1 番 2 0 号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4 階）

第 3 条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

第 6 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 多目的室

第 6 条第 2 項第 4 号中「第 9 条第 1 項第 3 号」を「第 9 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 7 条第 1 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、公用として使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、前 2 項の使用料を減額し、又は免除することができる。

第 9 条第 1 項第 4 号中「管理上支障」を「前各号に掲げるもののほか、管理上支障」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 3 号中「認める」を「認められる」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を損傷

し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(4) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

第10条第3項中「建物又は設備器具等」を「施設等」に改める。

別表中「音楽教室」を「多目的室」に改める。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

第4条 重要な公の施設に関する条例(平成19年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を第21号とし、第4号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) にぎわい・まなび交流館

(5) 観光・歴史文化交流センター